

簡易な収入見込額の申立書
【家計急変者】

様式第4号(第7条関係)

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック(☑)してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者(③-1、③-2で収入が高い方)が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

※③-1と③-2の収入比較の結果、市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった者(児童手当等の受給者や中学校修了以降の児童の養育者のうち主たる生計維持者)の方が収入が低く、その配偶者等の方が収入が高いため申請者となる場合は、家計として、申請者(児童手当受給者等の配偶者等)またはその配偶者等(児童手当受給者等)のうち少なくとも一方が物価高騰の影響により収入が減少していれば「要件1」に該当することとなります。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳およびその合計額をご記入ください。

令和 ○ 年 ○ 月	注意事項													
給与収入【A】													円	※給与収入がある場合にご記入ください。ない場合は0円と記入し、③-1右のチェック欄に該当する場合は「☑」をしてください。 ※「手取り額」ではなく「総支給額(通勤手当は含めない)」をご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入 事業収入または不動産収入【B】													円	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。ない場合は0円とご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】													円	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。ない場合は0円とご記入ください。 ※年金決定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】													円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の年間収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(申請者) 1980000円

物価高騰の影響を受けて無職のため給与収入がなく給与明細などが提出できない方は、右のチェック欄に「☑」をしてください。

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳およびその合計額をご記入ください。

令和 ○ 年 ○ 月 (※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください)	注意事項													
給与収入【A】													円	※給与収入がある場合にご記入ください。ない場合は0円と記入し、③-2右のチェック欄に該当する場合は「☑」をしてください。 ※「手取り額」ではなく「総支給額(通勤手当は含めない)」をご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入 事業収入または不動産収入【B】													円	※事業収入または不動産収入がある場合にご記入ください。ない場合は0円とご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】													円	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。ない場合は0円とご記入ください。 ※年金決定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】													円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の年間収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(配偶者等) 792000円

物価高騰の影響を受けて無職のため給与収入がなく給与明細などが提出できない方は、右のチェック欄に「☑」をしてください。

④ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額 3057000円

※③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は2,043,000円としてください。

※給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

＜早見表＞

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人(例)夫婦子1人	1,560,000円
3人(例)夫婦子1人	2,057,000円
4人(例)夫婦子2人	2,557,000円
5人(例)夫婦子3人	3,057,000円
6人(例)夫婦子4人	3,557,000円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)
- ・扶養親族(16歳未満の者も含む)

※7人以上についてはお問い合わせください。

→【要件2】申請者について、③-1年間収入見込額が④非課税相当収入限度額以下であること。

※「年間収入見込額」が「非課税相当収入限度額」を上回っていることにより上記の【要件】を満たさない場合、各種控除を差し引いた「年間所得見込額」が「非課税所得限度額」を下回ることで支給の対象となる場合があります。別紙「簡易な所得見込額の申立書」(水色)による申し立ても検討ください。

申請者(児童を養育する方のうち、年間収入見込額の高い方)について、収入の減少が食費等の物価高騰の影響である場合☑を記入してください。

収入の減少が食費等の物価高騰の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

なお、2番目の※は、例えば、③-1と③-2の収入比較の結果、令和4年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった児童手当の受給者の方が収入が低く、その配偶者等の方が収入が高いため「申請者」となる場合は、児童手当の受給者(この申立書では申請者ではなく配偶者等となる)のみが食費等の物価高騰の影響により収入が減少していても「要件1」に該当することとなります。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、令和5年1月以降の任意の1月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類(給与明細書、事業収入の帳簿など)を提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入は記入する必要ありません。

また、非課税のもの、臨時的なもの(賞与等)は各収入には含めません。

申請者は③-1に、配偶者等は③-2に、任意の1月の収入合計額(A+B+C)を12倍した年間収入見込額を記入してください。

③-1(申請者)と③-2(配偶者等)を比べ、③-1(申請者)の方が高いことを確認してください。(今回の給付金は収入金額が高い方を申請者としております。)

申請者について、早見表を使って、申請時点の世帯の状況から限度額を確認して、金額を記入してください。

最後に、③-1(申請者の年間収入見込額)と④(申請者の限度額)を比べ、③-1の方が低い(=非課税相当である)ことを確認してください。

【確認事項】

以下の項目を確認し、チェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。



以下の内容を全て確認しました。

- 1) 【要件1・2】に該当します。
- 2) 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 3) 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

本申立の内容に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名

練馬 太郎

配偶者等氏名

練馬 花子

確認事項を全てご確認の上、全ての項目に✓を記入してください。

また、申請者および配偶者等の氏名を記入（署名）してください。